

いじめの重大化要因等の分析・検討会議の開催について

令和7年1月20日
こども家庭庁支援局長
文部科学省初等中等教育局長 決定
令和7年2月17日一部改正
令和7年4月14日一部改正

1 趣旨

令和5年度のいじめの重大事態の発生件数について、令和6年10月31日に公表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」において、過去最多の1,306件であることが報告された。極めて憂慮すべき状況が継続していることを受けて、同年11月8日開催のいじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議では、「いじめ防止対策の更なる強化について」を打ち出し、重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議による検討が求められている。

これを踏まえ、有識者の参画を得て、重大事態調査報告書の分析を行い、分析の結果得られたいじめの端緒・予兆や重大化要因等を各学校の設置者及び学校における未然防止等に活用することを目的として、「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」（以下「分析・検討会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 重大事態調査報告書の分析及び未然防止等に向けた活用について
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 分析・検討会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。
- (3) 分析・検討会議は、会議内容を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれ、また率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、非公開で実施する。なお、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、公開する。
- (4) 分析・検討結果及び具体的対応策については、個人を特定できないよう配慮した上で公表する。

4 開催期間

令和7年1月20日から令和8年3月31日までとする。

5 その他

分析・検討会議に関する庶務は、文部科学省の協力を得て、こども家庭庁において処理する。